

内閣参質一七一第二二八号

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤谷光信君提出朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤谷光信君提出朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

宗教団体、地方公共団体及び民間企業から現在までに情報提供を受けた、徴用された朝鮮半島出身者等の遺骨の数については、内容を確認中のものを除き、それぞれ千百七十二体、千百九十四体及び百四十七体であり、重複分を除いた合計数は二千三百四十六体であるが、韓国側から提供された情報に基づくその他の詳細については、韓国側との関係もあり、現時点で明らかにすることは差し控えたい。

現在、日韓両国政府間で、徴用された朝鮮半島出身者等の遺骨の返還に向けた作業を行っているところであり、返還の具体的な時期やその目途については確定していないが、今後、可能な限り迅速に御遺族に返還できるよう、韓国政府との調整を含め対応していく考えである。

二及び三について

平成十七年四月、関係省庁による協議を行い、文化庁においては宗教団体との連絡、外務省においては外国政府との連絡調整、徴用者雇用企業等からの遺骨の所在に関する情報収集並びに遺骨の返還及び慰霊、厚生労働省においては地方公共団体及び宗教団体からの遺骨の所在に関する情報収集、遺骨の実地調査並

びに返還される遺骨の収集及び保管、内閣官房においてはこれら関係省庁間の連絡調整を行うこととして  
いる。

また、地方公共団体及び宗教団体に対する情報提供依頼、韓国政府との協議等を行うに当たり、必要に  
応じ関係省庁による会議を行っているほか、実地調査の状況等について、関係省庁の間で適宜情報交換を  
行っている。

六について

遺骨調査における国内関係者の協力には深く感謝しているところであり、協力をいただいている関係団  
体等に対し、遺骨調査の進捗状況等について、文書で伝達したいと考えている。